役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人**愛恵会**(以下「この法人」という)の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。

(役員等の出席報酬等)

第3条 理事会・評議員会・評議員選任解任委員会に出席したときは、別表1により1日 分の報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっ ても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

(役員等の勤務報酬等)

- 第4条 役員等が評議員会・理事会・評議員選任解任委員会(出席)以外の日において、 法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことが できる。
- 2 役員等が評議員会・理事会・評議員選任解任委員会(出席)以外の日において、理事 長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表 2 により報酬 を支払うことができる。
- 3 税理士資格を持つ監事等の役員が監事監査の業務にあたった場合は、別表1・2の報酬に加え、別表3により年額報酬を支払うことができる。

(出張旅費)

- 第5条 役員等が、法人業務のため出張する場合は、別表4により報酬及び旅費等を支給 することができる。
- 2 旅費は、実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。
- 4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(改廃)

第6条 本規程の改廃は、評議員会の議決を経なければならない。

付 則

- 1 この規程は、平成29年4月 1日より適用する。
- 2 この規程は、令和 元年6月22日より変更適用する。

別表1 (日額)

名 称	報酬
理事会・評議員会・評	5,000円
議員選任解任委員会	+源泉徴収税額相当分(※)
出席報酬等	

別表2(日額)

名 称	報酬
理事会・評議員会・評 議員選任解任委員会	5,000円
業務報酬等	+源泉徴収税額相当分(※)

別表3 (年額)

名 称	報酬
税理士資格を持つ監	50,000円
事による幹事監査	+源泉徵収税額相当分(※)

別表4(日額)

旅費	宿泊費	報酬	その他
交通費実費	旅費規程による	給与規程、旅費規程に よる	実費

※源泉徴収税額相当分の金額については、国税庁への納付額に応じ変更する。

評議員選任委員 報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人愛恵会の評議員選任委員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう評議員選任委員とは、監事、事務局員、外部委員をいう。

(評議員選任委員会の出席報酬等)

第3条 評議員選任委員が評議員選任委員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、 第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

(評議員選任委員の勤務報酬等)

- 第4条 評議員選任委員が評議員選任委員会(出席)以外の日において、法人及び施設の 運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。
- 2 評議員選任委員が評議員選任委員会(出席)以外の日において、理事長の命を受けて 法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことが できる。

(出張旅費)

- 第5条 評議員選任委員が、法人業務のため出張する場合は、別表4により報酬及び旅費 等を支給することができる。
- 2 旅費は、実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。
- 4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(適用除外)

第6条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第7条 本規程の改正は、理事会の議決を経なければならない。

付 則

- 1 この規程は、平成28年4月1日より適用する
- 2 この規程は、令和 元年6月22日より変更適用する。

別表1 (日額)

名 称	報酬
評議員選任委会	5,000円
出席報酬等	+源泉徵収税額相当分(※)

別表2(日額)

名 称	報酬
評議員選任委員	5,000円
業務報酬等	+源泉徵収税額相当分(※)

別表3(日額)

旅費	宿泊費	報酬	その他
交通費実費	旅費規程による	給与規程、旅費規程に よる	実費

※源泉徴収税額相当分の金額については、国税庁への納付額に応じ変更する。